令和７年度の高齢者バス・タクシー利用助成券

１回の乗車で利用できる枚数の上限がなくなりました

３月31日㈪時点で満70歳以上の市民を対象に、バス・タクシーの利用助成券を交付します。まだ申請したことのない人は、交付場所またはオンラインフォームで手続きしてください。

☎都市計画課　995-1829

高齢者バス・タクシー利用助成券について

対象者	３月31日㈪時点で 満70歳以上の市民
助成額	2,000円（100円×20枚） ※１年度につき１回限り交付
利用方法	１回の乗車で何枚でも使用可能
利用できる バス・タクシー	・富士急グループの路線バス ・安全タクシー ・ミツワタクシー ※乗降場所のいずれかが市内であること
有効期限	令和８年３月31日㈫
交付場所	市役所２階都市計画課 深良支所、富岡支所、須山支所

郵送の対象となる人

令和６年度に助成券の交付を受けた人

郵送の対象とならない人

令和６年度に助成券の交付を受けていない人

申請方法

申請の受付は、４月１日㈫からです。申請には、保険証等の本人確認ができるものが必要です。代理の人が申請する場合は、対象者と代理人の本人確認ができるものを持参してください。

オンラインフォームについてはこちら▶

高齢者バスタクシー利用助成券は、市内を走る路線バスでも利用できます。この機会にぜひ利用してください。

市内循環線バスについては、令和６年10月にルート及び時刻を再編しました。朝、夕の運行が追加され、通院などにも利用しやすくなりました。

東西線と南北線の２系統を曜日ごとに行き先を変え運行しています。

◀市内循環線について

◀須山線・桜堤線について
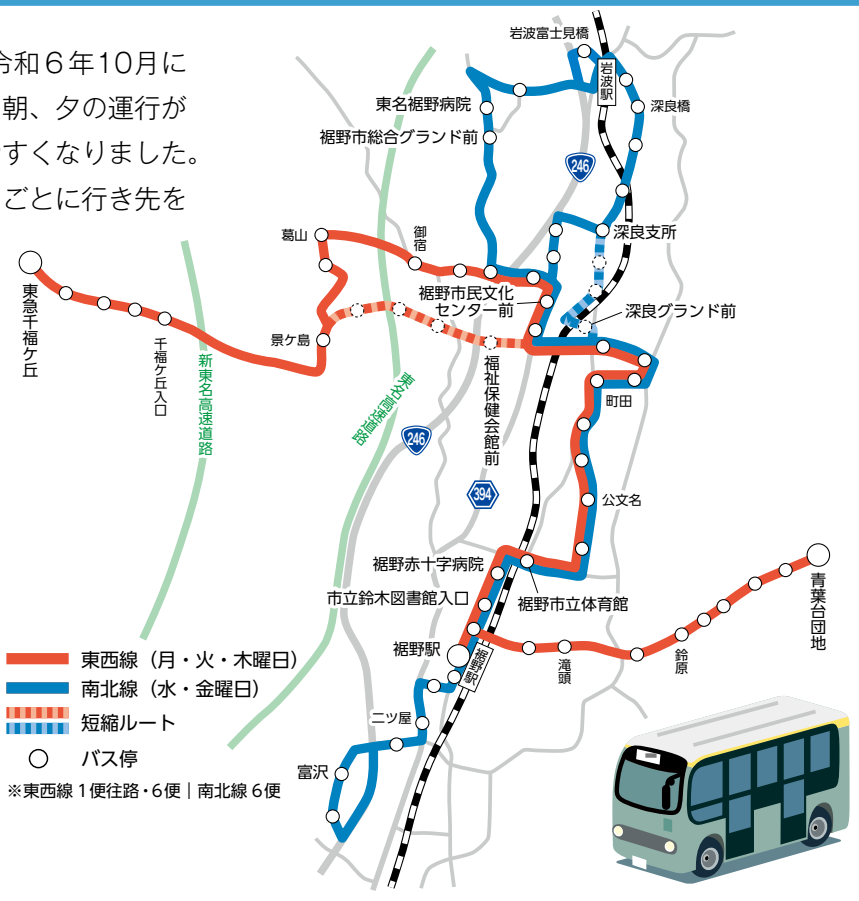
◀御殿場線・十里木線について